

## 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス価格の改定について

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の介護予防・生活支援サービス事業のうち、訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス及び介護予防ケアマネジメントのサービス価格については、「国が定める額」を勘案して、市町村が定めることとされています。

緩和した基準によるサービス（横浜市訪問型生活援助サービス（サービス A））のサービス価格は、市町村が独自に定めるものであり、本市では、訪問介護相当サービスの基本報酬の 90%としています。

今回、「国が定める額」が改定されたことを踏まえ、本市ではこの考え方を基本として、サービス価格の改定を行います。

また、介護保険サービス等の基準に関する厚生労働省令の改正が行われることから、本市においても、総合事業の基準に関する要綱の改正を行います。

### 1 サービス価格の改定について

#### (1) 令和 6 年 4 月 1 日実施

##### ア 横浜市訪問介護相当サービス

サービス内容略称	対 象	回数等	算定単位	
			改定前	改定後
訪問型サービスⅠ	事業対象者、 要支援 1・2	週 1 回程度の訪問が必要 とされた方に対する包括 的支援	1 月につき 1,176 単位	1 月につき 1,176 単位
訪問型サービスⅡ	事業対象者、 要支援 1・2	週 2 回程度の訪問が必要 とされた方に対する包括 的支援	1 月につき 2,349 単位	1 月につき 2,349 単位
訪問型サービスⅢ	事業対象者、 要支援 2	週 2 回を超える程度の訪 問が必要とされた方に対 する包括的支援	1 月につき 3,727 単位	1 月につき 3,727 単位
訪問型サービスⅣ	事業対象者、 要支援 1・2	1 月につき 4 回まで	1 回につき 268 単位	1 回につき <u>287 単位</u>
訪問型短時間サ ービス	事業対象者、 要支援 1・2	1 月につき 22 回まで	1 回につき 167 単位	1 回につき <u>163 単位</u>
高齢者虐待防止 措置未実施減算			(新設)	所定単位数 の <u>1%減算</u>
同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用 者 50 人以上にサービスを 行う場合	(新設)	所定単位数 の <u>15%減算</u>
同一建物減算 3		同一の建物等に居住する 利用者の割合が 100 分の 90 以上の場合	(新設)	所定単位数 の <u>12%減算</u>
口腔連携強化加算			(新設)	1 回につき <u>50 単位</u>

### イ 横浜市訪問型生活援助サービス

サービス内容略称	対 象	回数等	算定単位	
			改定前	改定後
生活援助サービスⅠ	事業対象者、 要支援1・2	週1回程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 1,058単位	1月につき 1,058単位
生活援助サービスⅡ	事業対象者、 要支援1・2	週2回程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 2,114単位	1月につき 2,114単位
生活援助サービスⅢ	事業対象者、 要支援2	週2回を超える程度の訪問が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 3,354単位	1月につき 3,354単位
生活援助サービスⅣ	事業対象者、 要支援1・2	1月につき4回まで	1回につき 241単位	1回につき <u>258単位</u>
生活援助サービスⅣ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	1回につき 217単位	1回につき <u>232単位</u>

### ウ 横浜市通所介護相当サービス

サービス内容略称	対 象	回数等	算定単位	
			改定前	改定後
通所型独自サービス11	事業対象者、 要支援1	週1回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 1,672単位	1月につき <u>1,798単位</u>
通所型独自サービス／212	要支援2	週1回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 1,672単位	1月につき <u>1,798単位</u>
通所型独自サービス12	事業対象者、 要支援2	週2回程度の通所が必要とされた方に対する包括的支援	1月につき 3,428単位	1月につき <u>3,621単位</u>
高齢者虐待防止措置未実施減算			(新設)	所定単位数の <u>1%減算</u>
業務継続計画未策定減算※			(新設)	所定単位数の <u>1%減算</u>
送迎減算		事業所が送迎を行わない場合	(新設)	片道につき <u>47単位減算</u>
運動器機能向上加算			1月につき <u>225単位</u>	(廃止)
選択的サービス複数実施加算			1月につき <u>480単位</u>	(廃止)
一体的サービス提供加算			(新設)	1月につき <u>480単位</u>
事業所評価加算			1月につき <u>120単位</u>	(廃止)

生活機能向上連携 加算Ⅱ 2			1月につき 100単位	(廃止)
-------------------	--	--	----------------	------

※業務継続計画未策定減算について、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しません。

## エ 介護予防ケアマネジメント

サービス内容略称	対 象	算定単位	
		改定前	改定後
介護予防ケアマネジメントA	事業対象者、 要支援1・2	1月につき 438単位	1月につき 442単位
介護予防ケアマネジメントC・初回	事業対象者、 要支援1・2 要介護1～5	1月につき 438単位	1月につき 442単位
高齢者虐待防止措置未実施減算		(新設)	所定単位数の 1%減算

## (2) 令和6年6月1日実施

### ア 横浜市訪問介護相当サービス

算定項目	算定単位	
	改定前	改定後
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 137/1000	(廃止)
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 100/1000	(廃止)
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 55/1000	(廃止)
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 63/1000	(廃止)
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 42/1000	(廃止)
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000	(廃止)
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	(新設)	所定単位数の 245/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	(新設)	所定単位数の 224/1000

介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	（新設）	所定単位数の <u>182/1000</u>
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	（新設）	所定単位数の <u>145/1000</u>
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）※	（新設）	所定単位数の <u>221/1000</u>
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2）※	（新設）	所定単位数の <u>208/1000</u>
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3）※	（新設）	所定単位数の <u>200/1000</u>
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4）※	（新設）	所定単位数の <u>187/1000</u>
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5）※	（新設）	所定単位数の <u>184/1000</u>
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（6）※	（新設）	所定単位数の <u>163/1000</u>
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（7）※	（新設）	所定単位数の <u>163/1000</u>
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（8）※	（新設）	所定単位数の <u>158/1000</u>
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（9）※	（新設）	所定単位数の <u>142/1000</u>
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（10）※	（新設）	所定単位数の <u>139/1000</u>
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（11）※	（新設）	所定単位数の <u>121/1000</u>
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（12）※	（新設）	所定単位数の <u>118/1000</u>
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（13）※	（新設）	所定単位数の <u>100/1000</u>
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（14）※	（新設）	所定単位数の <u>76/1000</u>

※介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）については、令和7年3月31日まで算定可能。

イ 横浜市通所介護相当サービス

算定項目	算定単位	
	改定前	改定後
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 59/1000	（廃止）
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 43/1000	（廃止）
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 23/1000	（廃止）
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 12/1000	（廃止）
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 10/1000	（廃止）
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 11/1000	（廃止）
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	（新設）	所定単位数の <u>92/1000</u>
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	（新設）	所定単位数の <u>90/1000</u>
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	（新設）	所定単位数の <u>80/1000</u>
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	（新設）	所定単位数の <u>64/1000</u>
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）※	（新設）	所定単位数の <u>81/1000</u>
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2）※	（新設）	所定単位数の <u>76/1000</u>
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3）※	（新設）	所定単位数の <u>79/1000</u>
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4）※	（新設）	所定単位数の <u>74/1000</u>
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5）※	（新設）	所定単位数の <u>65/1000</u>
介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（6）※	（新設）	所定単位数の <u>63/1000</u>

介護職員等処遇改善加算（V）（7）※	（新設）	所定単位数の <u>56/1000</u>
介護職員等処遇改善加算（V）（8）※	（新設）	所定単位数の <u>69/1000</u>
介護職員等処遇改善加算（V）（9）※	（新設）	所定単位数の <u>54/1000</u>
介護職員等処遇改善加算（V）（10）※	（新設）	所定単位数の <u>45/1000</u>
介護職員等処遇改善加算（V）（11）※	（新設）	所定単位数の <u>53/1000</u>
介護職員等処遇改善加算（V）（12）※	（新設）	所定単位数の <u>43/1000</u>
介護職員等処遇改善加算（V）（13）※	（新設）	所定単位数の <u>44/1000</u>
介護職員等処遇改善加算（V）（14）※	（新設）	所定単位数の <u>33/1000</u>

※介護職員等処遇改善加算（V）については、令和7年3月31日まで算定可能。

### (3) 令和7年4月1日実施

#### ア 横浜市訪問介護相当サービス

算定項目	算定単位	
	改定前	改定後
業務継続計画未策定減算	（新設）	所定単位数の <u>1%減算</u>

#### イ 介護予防ケアマネジメント

算定項目	算定単位	
	改定前	改定後
業務継続計画未策定減算	（新設）	所定単位数の <u>1%減算</u>

## 2 基準に関する要綱の改正

### (1) 改正の概要

総合事業の訪問介護相当サービス、訪問型生活援助サービス及び通所介護相当サービスは、介護保険の居宅サービス等の基準に準じて、本市の要綱で基準を定めています。

介護保険サービス等の基準に関する厚生労働省令の改正が行われることから、総合事業においても、居宅サービス等の基準の改正に準じて、本市の要綱の改正を行います。

## (2) 改正内容

### ア 管理者の責務及び兼務範囲の明確化

提供するサービスの質を担保しつつ、事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化します。

### イ 身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付けます。

### ウ 書面掲示規制の見直し

運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等（※）については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととします。

※事業所の運営規程の概要等の重要事項、居室及び食堂の広さ、届出事項、特別な食事の提供に係る情報（内容及び料金等）、移動用リフト使用時の留意事項等

## (3) 実施予定時期

令和6年4月1日